

平成26年8月29日

警察共済組合

日本版スチュワードシップ・コードへの取り組み方針

警察共済組合（以下「組合」という。）は、平成26年2月に金融庁から公表された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》について、機関投資家として、その趣旨に賛同し、同年5月、これを受け入れることを表明しました。

この諸原則では、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる7原則を次のとおり定めています。

- 原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるものではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

この諸原則における「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家（金融機関などの資産運用者としての機関投資家だけでなく、年金資産を保有し、委託して運用をしている当組合などの機関投資家も含まれます。）が、投資先企業やその事業環境などをよく理解して、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことによって、中長期的な投資による収益の拡大を図る責任のことです。

組合は、このスチュワードシップ責任を果たすため、この7つの原則に沿い、次のとおり対応していくこととします。

- 1 組合は、「警察共済組合コーポレートガバナンス原則」を公表し、スチュワードシップ責任を果たすための方針及び自らの役割を明らかにします。また、組合は、組合員の利益に資するべく、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待し、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていきます。（原則1 関係）
- 2 組合は、議決権行使における利益相反の発生回避に関する方針を、「警察共済組合株主議決権行使ガイドライン」において定めます。（原則2 関係）
- 3 組合は、投資先企業の状況を的確に把握するため、議決権の行使状況や企業との対応等のコーポレートガバナンスに関する活動状況について、組合が年金資産の運用・管理を委託する機関（以下「運用委託機関」という。）から定期的に報告を受けることとします。（原則3 関係）
- 4 組合は、運用委託機関が、「警察共済組合コーポレートガバナンス原則」に基づき、投資先企業との目的を持った対話を通じて当該企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを、求めていくこととします。（原則4 関係）
- 5 組合は、議決権行使に関する方針を「警察共済組合株主議決権行使ガイドライン」として公表します。また、議決権行使結果についても、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表します。（原則5 関係）
- 6 組合は、議決権行使結果を含むスチュワードシップ活動について、運用委託機関から報告を受け、その内容を確認した上で、受益者である組合員に報告します。（原則6 関係）
- 7 組合は、運用委託機関と対話し、適宜、関連する情報を収集することで適切な視点、判断能力を備えていくこととします。（原則7 関係）